

【 沖縄市宿泊施設支援補助金 概要説明資料 】

■趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大により、宿泊施設の経営に影響を受けた事業者に対し、事業継続のための補助金を交付いたします。

■対象施設

旅館業法第3条第1項による営業許可を受けた沖縄市内の宿泊施設で、令和3年9月30日時点において営業する施設。ただし、下記に該当する場合は対象施設とすることができません。

- 下宿営業を行う施設
(旅館業法第2条第4項の規定に該当する施設)
- 店舗型性風俗特殊営業を行う施設
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号から第6号に該当する施設、又は社会通念上、同法同条同項各号に該当すると市長が認める施設)
- 民泊施設
(住宅宿泊事業法第3条第1項に該当する施設)

■対象、交付の条件、補助金額

客室数に応じた補助金 ※交付要綱 別表1

対象経費	交付の条件	補助金の額
第2条に定める交付対象施設(旅館、ホテル、簡易宿所)の部屋	客室数が1室から10室まで	100,000円
	客室数が11室から300室まで	客室数×10,000円
	客室数が301室以上	上限額3,000,000円

■申請に必要な書類

- ① 補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)
- ② 売上比較表(様式第2号)
- ③ 誓約書兼同意書(様式第3号)
- ④ 旅館業許可を受けた者の身分証明書の写し
- ⑤ 旅館業許可証の写し
- ⑥ 客室数を確認できる公の資料の写し
- ⑦ 令和2年分の確定申告書の写し
- ⑧ 市税の滞納の無い証明書
- ⑨ 交付申請者本人名義の振込先口座通帳の写し
- ⑩ 委任状(様式第4号) ※旅館業許可を受けた本人と補助金申請者が異なる場合
- ⑪ 履行事項全部証明書(法人の場合)

※上記の提出書類で必要事項が確認できない場合は、その他の書類の提出を求めることがあります。

■申請の受付期間

令和3年10月1日（金）から令和4年2月28日（月）まで（当日消印有効）

※予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。

※郵送の場合は、簡易書留や特定記録等、追跡が可能な方法でお送りください。

郵送料は申請者負担となります。

※窓口でのご相談が必要な場合は、月曜日～金曜日の午前9時00分から午後5時00分まで（祝日及び正午から午後1時までを除く）承ります。

■提出先

〒904-8501

沖縄市仲宗根町26番1号（2階）

沖縄市役所 経済文化部 観光スポーツ振興課 観光政策係 宛

■お問合せ先

沖縄市役所 経済文化部 観光スポーツ振興課 観光政策係

TEL：098-923-3475

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

（祝日及び正午から午後1時までの時間を除く）